

下鎌田小学校  
緊急時対応マニュアル  
〈迅速な報告・連絡・相談〉

江戸川区立下鎌田小学校

# I 学校における危機管理について

## 1 危機管理の目的（何をするのか）

- ①児童の命を守る
- ②学校に対する社会的信用・信頼を守る

## 2 危機管理の対応

### (1) 予防的対応

- ①事故・事件が起こらない日常の学校経営・学校運営を行う。
- ②日常の子どもの健康観察を行う。
- ③小さな異変やサインを見逃さない。
- ④不審者の侵入を防ぐ
  - ・来校者は正門で名乗る。カメラで相手を確認してから開錠する。
  - ・昇降口でもカメラを活用し相手を確認してから開錠する。

### (2) 発生時

**【目撃時】☆声をかける。制止する。**

- 【発生後】①生じた危機の確認・調査→正確な情報の把握（原因・状態等）  
②危機管理の方針 →手段の選択・組織の編成 等  
③危機の処理 →「迅速に」「的確に」「あらゆる場面」を考えて  
④終結の明確化 →組織運営の正常化

### 重要ポイント

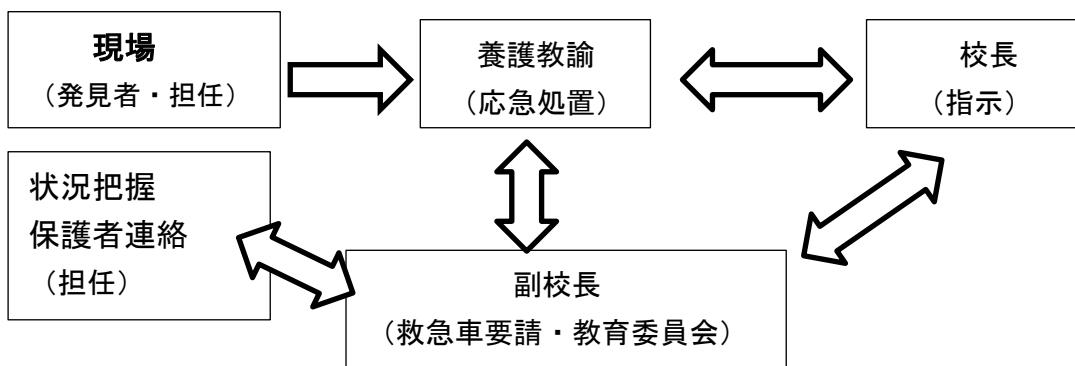
- ☆状況は、「詳しく」「落ちなく」「正確に」確認する
- ☆対応は、「迅速かつ誠意をもって」～その時、その日のうちに～
- ☆3ない方針「あきらめない。見逃さない。見捨てない」

## 3 危機管理システム

### (1) 報告すべき事項

5W1H 「いつ」「どこで」「だれが」「なにを」「なぜ+どのように」「どうした」

### (2) 報告システム

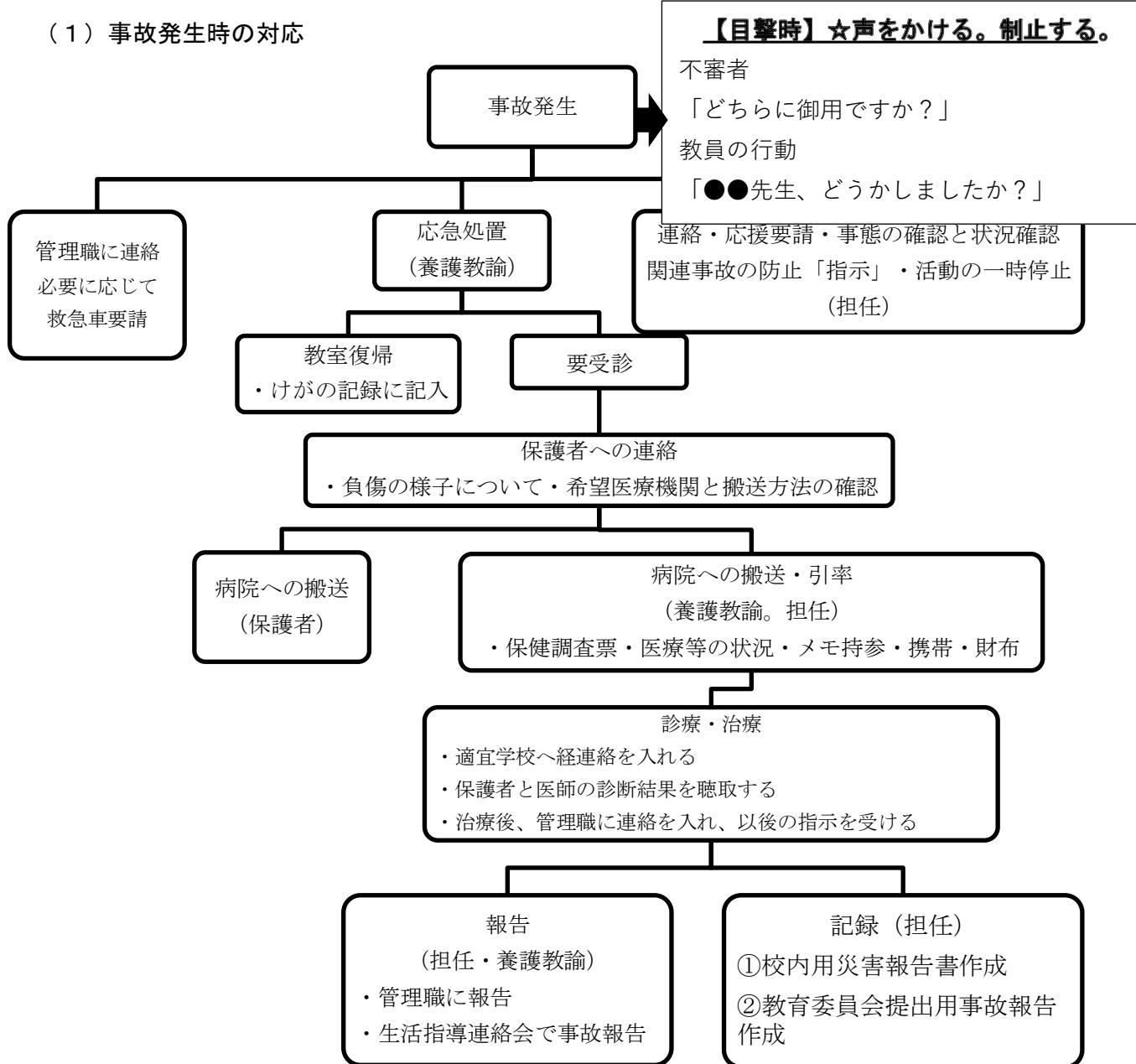


\* マスコミ等への対応は窓口一本化

（対応は、事故の内容、程度により校長の判断で校長または副校長に一本化する）

## 4 事故発生時の処理と手順

### (1) 事故発生時の対応



【救急車の依頼の仕方】電話番号 119

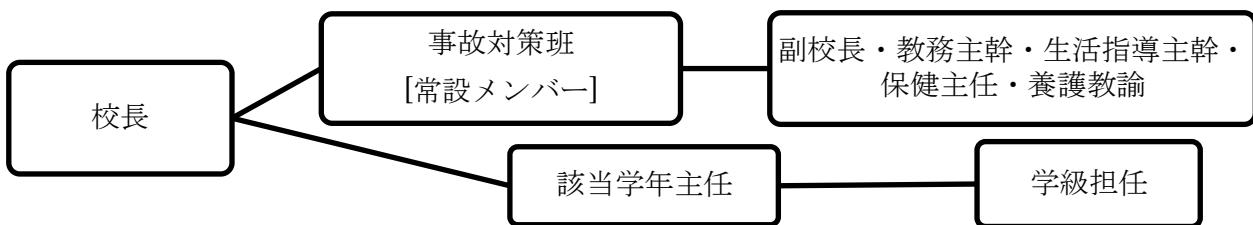
火事ですか？救急ですか？	救急です。
報告者	「わたしは、下鎌田小学校教員の〇〇です。」
学校名	江戸川区立下鎌田小学校
住所	【7月25日まで】江戸川区東瑞江3-11-1
電話番号	【7月25日以降】江戸川区瑞江4-19-10 03-3698-2151
状況を伝える(5w1H)	「いつ」「どこで」「だれが」「なにを」「なぜ+どのように」「どうした」
救急車到着までにしておくことの確認	

学校管理下のけがは、日本スポーツ振興センターの利用をお願いする。子ども医療証の使用は控える。

## (2) 事故後の対応

- ①事故対策班編成（処理分担・外部への窓口）——副校長
- ②事故の原因の調査と正確な事実の記録——担任・副校長
- ③負傷者・保護者への対応（被害者、負傷者・加害者を訪問・見舞い等）——担任
- ④教育委員会への報告（電話及び文書）——副校長
- ⑤職員会議（反省と改善策・再発防止等）——校長
- ⑥児童及び保護者に対する指導・説明（指導の徹底）——担任
- ⑦日本スポーツ振興センターへの手続き——養護教諭
- ⑧被害者、負傷者・加害者への対応の継続——校長・副校長・担任

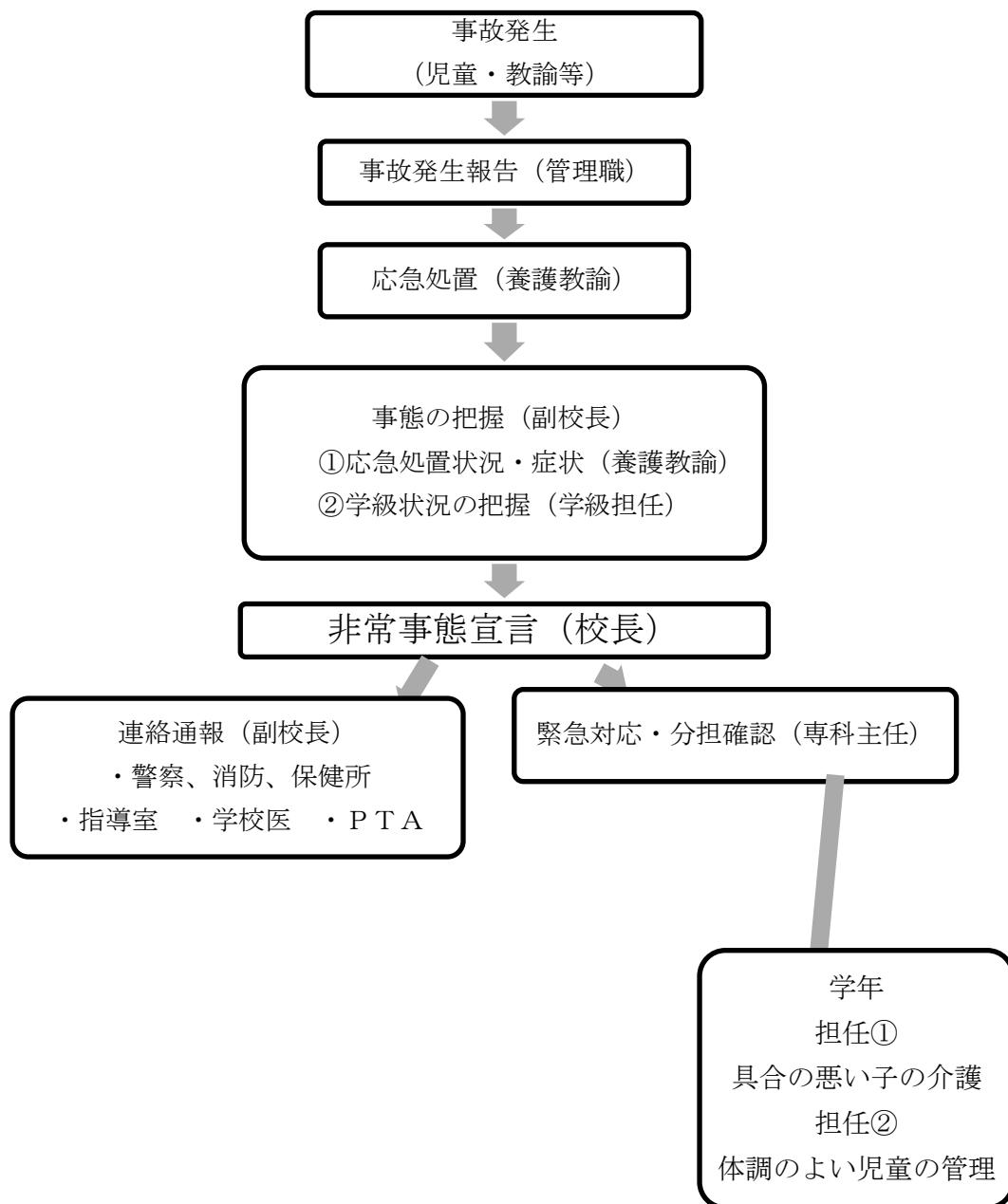
## 5 校内組織



## 6 配慮事項

- 負傷者・保護者に対して、校長（副校長）・関係職員は誠意を尽くすこと。
- 保護者へは速やかに「落ち着いて正確に、要領よく」報告すること。  
※【禁句】「十分注意した」「たいしたことはない」「指導書に沿って指導した」等責任逃れと思われる発言に注意し、推測、大げさな表現、正当化、弁解等を慎む。
- ※当事者の家庭のみでなく、相手側がある時は、相手側にも連絡を入れる。
- 医療機関については、保護者の意見を尊重すること。
- 頭部、腹部打撲が予想される場合は、後で症状が出ることがあるので、帰宅後も追跡調査するなど留意すること。
- 外部に対して窓口を一本化し、同一内容を発表すること。（報道機関・地域・P T A等）
- 全職員の共通理解のもとに、事故対策班を中心に指導・協力体制を確立すること。
- 日時を追って、事故発生の経緯を克明に記録すること。
- 長期入院（治療）が予想される場合、保護者に対して日本スポーツ振興センターの共済給付制度・範囲等を説明すること。

## 7 多数病者発生の場合の対応と分担



## II 自然災害発生時の対応

### 1 現状及びリスクの把握

本校は、江戸川区の中部に位置している。新中川、江戸川に挟まれており、河川氾濫による浸水区域である。

校舎は昭35年に建設されたもので、平成8年に耐震工事が完了しているが、築60年を経過している。7月には旧下鎌田西小学校跡地に新校舎が完成し、移転する予定である。校舎の四方は住宅密集地であり、地震後の火災の有無を確認したうえで下校指示を出す必要がある。避難所開設の際は、多くの避難者が来校することが予想される。

#### 学校の現状（令和7年4月1日現在）

児童・生徒数	教職員数
全校児童・生徒	
名	
第1学年 123名	
第2学年 105名	79名
第3学年 121名	
第4学年 116名	
第5学年 136名	
第6学年 137名	

#### 【7月25日まで】

- 校舎 昭和35年建設 ※平成8年耐震補強工事  
○登校時刻 午前 8時00分～ 8時15分  
○下校時刻 午後 15時20分～ 15時30分  
○昇降口 第1昇降口：3・6年生 第2昇降口：5年生  
第3昇降口：4年生 仮設昇降口：1・2年生  
○登下校時の環境 ・校舎北門、プール門、正門から登校  
・体育館門、正門から下校  
- 六六一佳四六六

#### 【7月25日から】

- 校舎 令和7年建設  
○登校時刻 午前 8時00分～ 8時15分  
○下校時刻 午後 15時20分～ 15時30分  
○昇降口 昇降口：2～6年生 各教室：1年生  
○登下校時の環境 ・正門、西門から登下校  
・登校は集団登校

#### 学校の立地環境

- 学校の立地  
・海拔 1m (江戸川区ハザードマップにより津波浸水区域)  
・交通 校舎の北側に大通り  
校舎の東側徒歩10分のところに都営新線瑞江駅  
・公園 校舎から東50m先に瑞穂の里公園がある
- 自然的環境  
・校舎の南10kmに東京湾が広がっている  
・校舎の西500mに新中川が流れている
- 社会的環境  
・学区全体的に戸建ての住宅が多い

## 2 平常時の準備

- (1) 出席簿の表紙の裏に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、職員室前の「児童出欠表」に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

## 3 基本的な避難行動

- 非常ベルが鳴ったら、学習や遊び等を止め、静かに緊急放送を聞き、担任の指示で行動に移る。
- 「**おさない、かけない、しゃべらない、もどらない、ちかよらない**」を原則とし、徹底する
- 教職員は、火災、地震いずれの場合もヘルメットをかぶり、(学級担任は)非常持ち出し袋を持つ。
- 非常持ち出し袋の中には、①災害発生時における緊急連絡先調査綴り、②児童名簿2枚（登校班が記載されているもの。学童クラブの児童に学と印をつける。転出入等があった場合は速やかに加除訂正する。）③笛、④筆記具を入れておく。

地 震	<ul style="list-style-type: none"><li>●防災頭巾をかぶらせ、机の下または落下物の危険のないところへ移動する。<ul style="list-style-type: none"><li>・廊下を歩いている場合は、頭を守る体制をとり、搖れがおさまってから近くの教室へ</li><li>・校庭、体育館にいる場合は、危険物をさけ、身の安全を確保し、中央付近に集まる。</li></ul></li></ul>
地 震 火 災	<ul style="list-style-type: none"><li>●防災頭巾をかぶらせ、ハンカチで、鼻と口をおおい避難する。</li><li>●窓を閉め、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。</li><li>●出口の確保をする</li></ul>

### ■休み時間等（教員が指導していないとき）

- 児童は自主的に判断して、校庭の中央や近くの教室に避難を行う。
- 緊急放送を良く聞き、近くの教職員の指示に従う。他学年教室に避難した場合は、一緒に避難する。
- 避難集合場所に到着したら、自分のクラスに合流する。

## 4 異常の有無の報告

- 本部の設置・・・主事さんに旗をお願いする
- 残留児童の確認・・・1階は職員室、事務室の職員、2階、3階については主事室の職員が、原則として担当する。
- 整列後、担任は「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」副校長に報告 \*「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）
- 専科授業の場合は、専科が人員確認後、担任に引き渡し、担任が、副校長に報告する。
- 担任不在の場合は、補教者、補教者がいない場合は学年等で児童の引率にあたり、担任に代わって、副校長に報告する。

### ※避難訓練計画時の留意事項

- 休み時間に避難訓練を行った場合も特に、休み時間延長はしない。
- 雨天の場合は、原則として延期する。
- 実施計画書及び報告書を事前と事後に、消防署へ提出する。
  - ・実施計画書・報告書作成者…避難訓練担当者。・書類提出…防火責任者の副校長先生
  - \*煙体験については、4月に消防署に連絡をとり準備をすすめる。

## 5 組織的対応

〈基本的な対応の方針〉

☆児童の生命の尊重、人権の尊重を考えて対応にあたる。

☆校長を中心とした学校体制の中で、全教職員の共通理解のもと、日頃の訓練にそった対応を行う。

〈災害状況別の児童への安全確保策〉

災害状況	児童への安全確保	備 考
・東京都の震度5強以上 ・地震警戒警報発令 ・暴風雨等により交通網が遮断された場合 *都営新宿線基準	・授業を打ち切り ・児童は学校で保護し、下校は保護者への引き渡しを原則とする。 ・学童保育該当児童も学童には行かず、校内にて保護者の引き渡しを原則とする。	(1) 児童の安全確保のための対応は、学校ホームページ・連絡メール)で行う。 *停電等で掲載できない場合もある。  (2) 保護者が引き取れない場合は、年度当初に提出されている引き取り人に名簿確認の上引き渡す。 (3) 名簿に記載されていない方が迎えに来た場合は、児童は学校で待機させる。
・東京都の震度5弱以下 ・暴風警戒警報発令	・状況に応じて、授業時間を短縮する。 ・一斉下校となる場合は、可能な方法(学校ホームページ・連絡メール)で通知後に、下校させる。 ・学童保育該当児童は、登校班集合教室にて人員確認を行った後、学童保育児童を職員室前に集合し、学童責任者に引き渡す。 *すぐすぐ利用児童は、利用を中止させ集団下校とする。	(1) 学校ホームページ・連絡メール)で通知をする。  (2) 地区担当教諭は、登校集合場所まで送り届ける (3) 保護者が不在の児童は、保護者に連絡をとり下校もしくは迎えにきていただく。

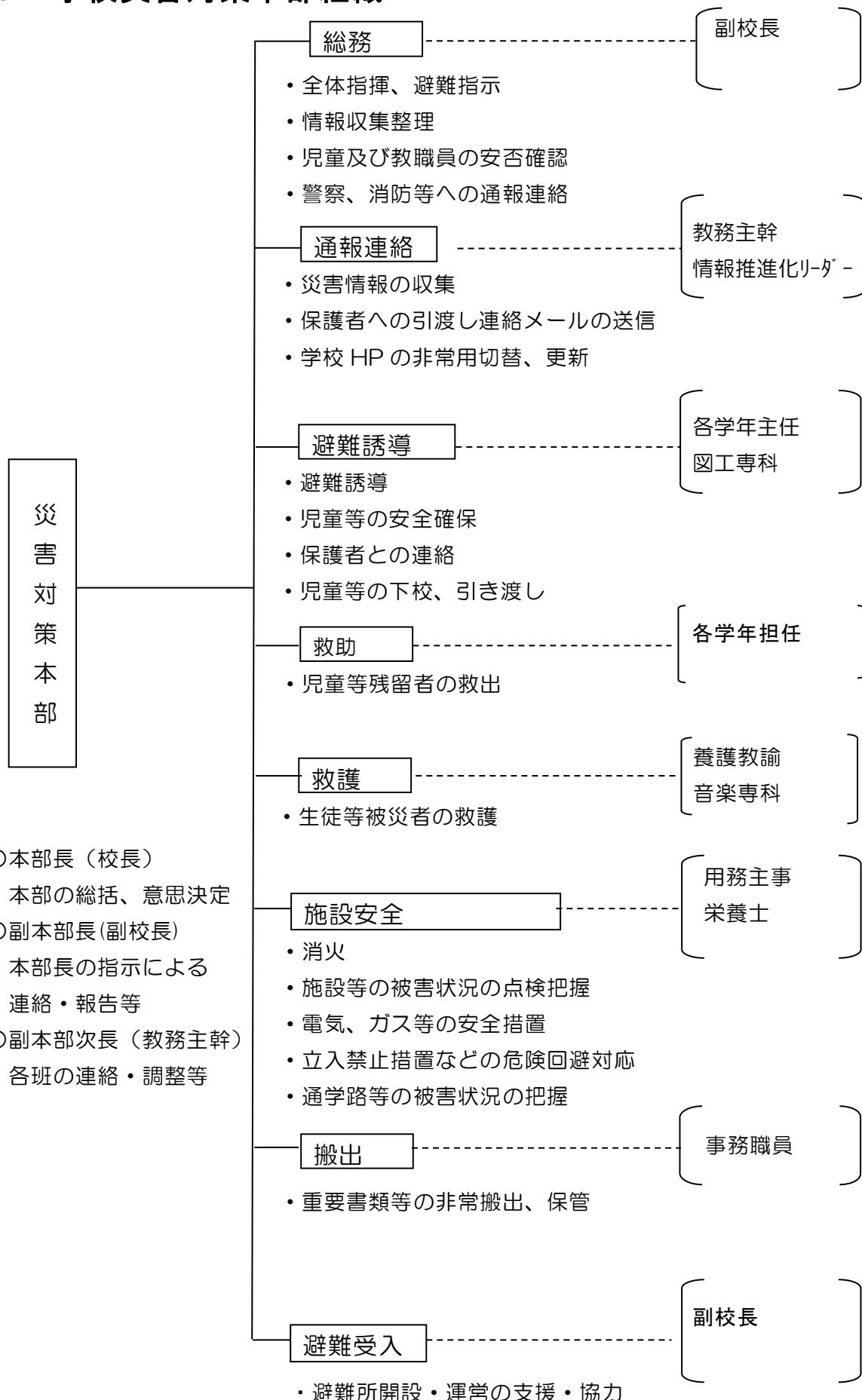
\*災害状況は、一応の目安であり、被害の状況により、児童の安全を第一に考えて対応変更することもある。

〈保護者への協力依頼〉

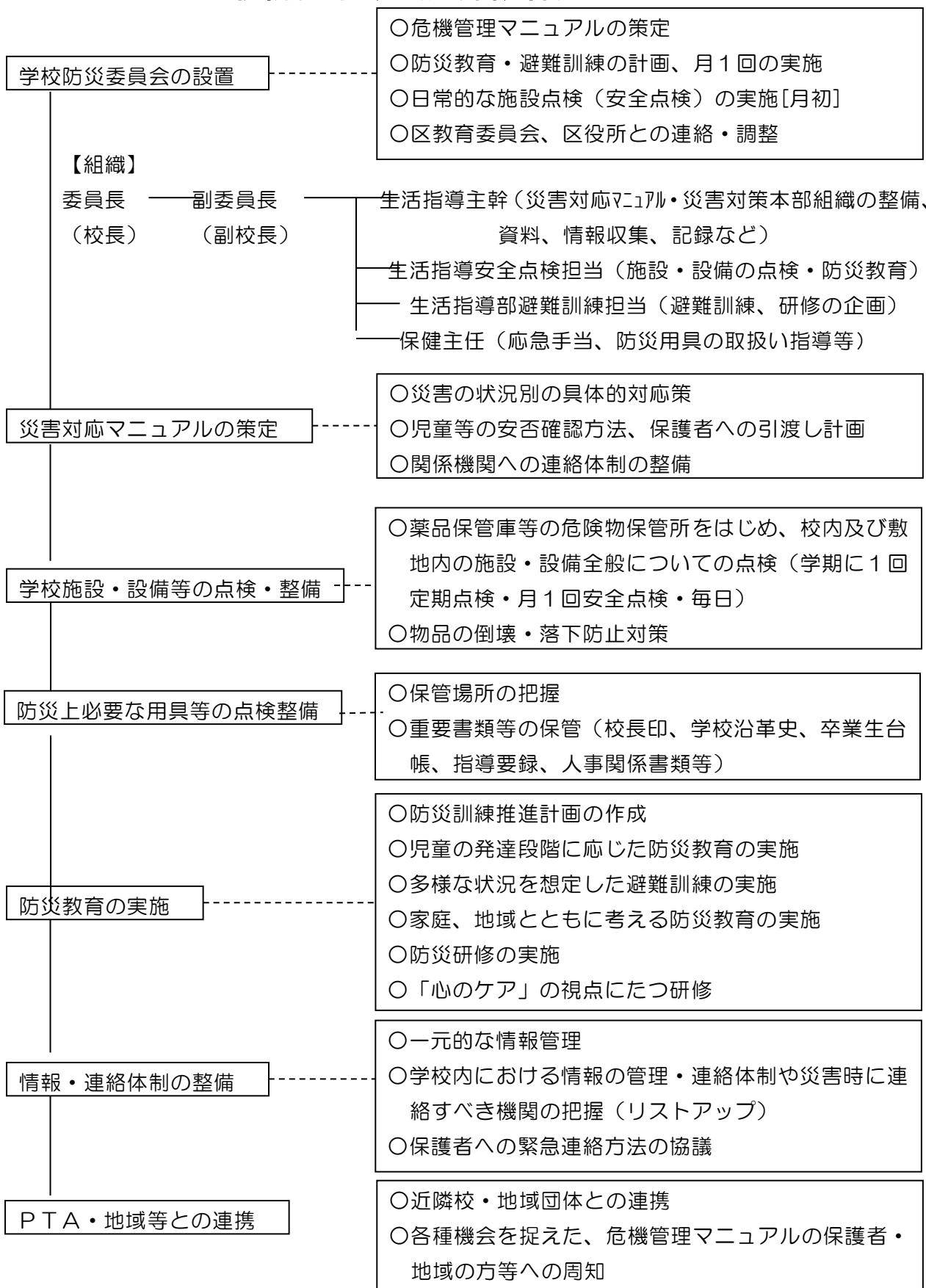
①引き取りカードの記載事項に変更が生じた場合は、訂正したものを提出する。

②電話での問い合わせは控える。ホームページ等で確認をする。

## 6 学校災害対策本部組織

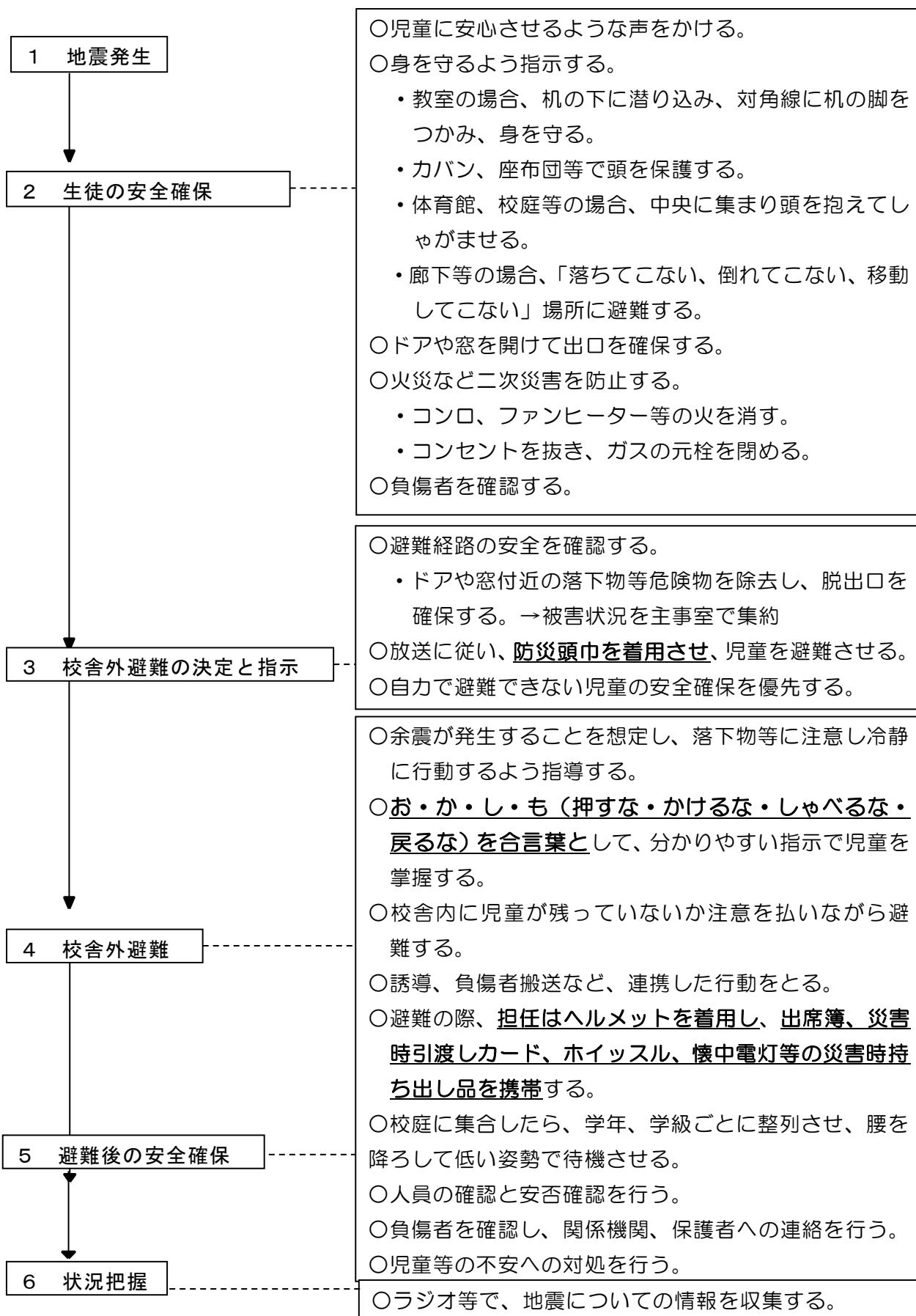


## 7 日常的な学校防災活動（避難訓練）



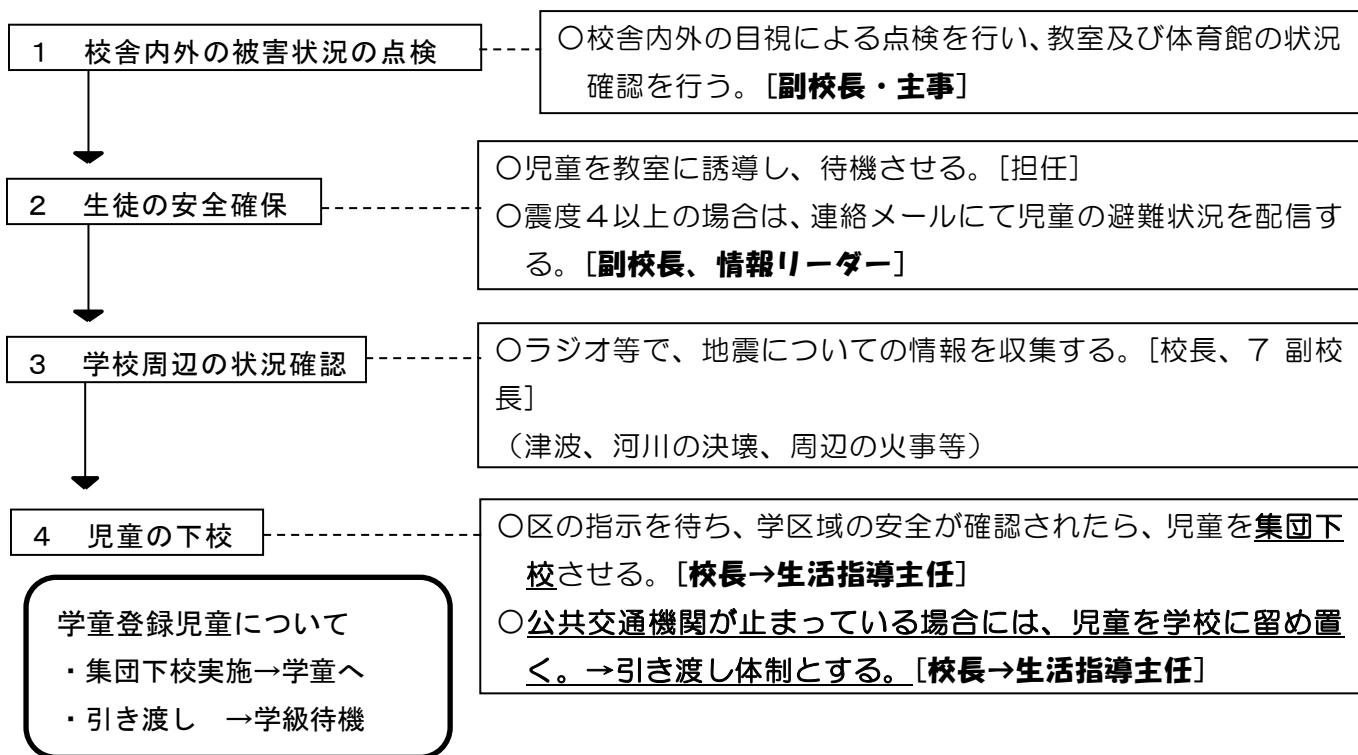
### III 地震発生時の対応

#### ① 担任・専科の役割

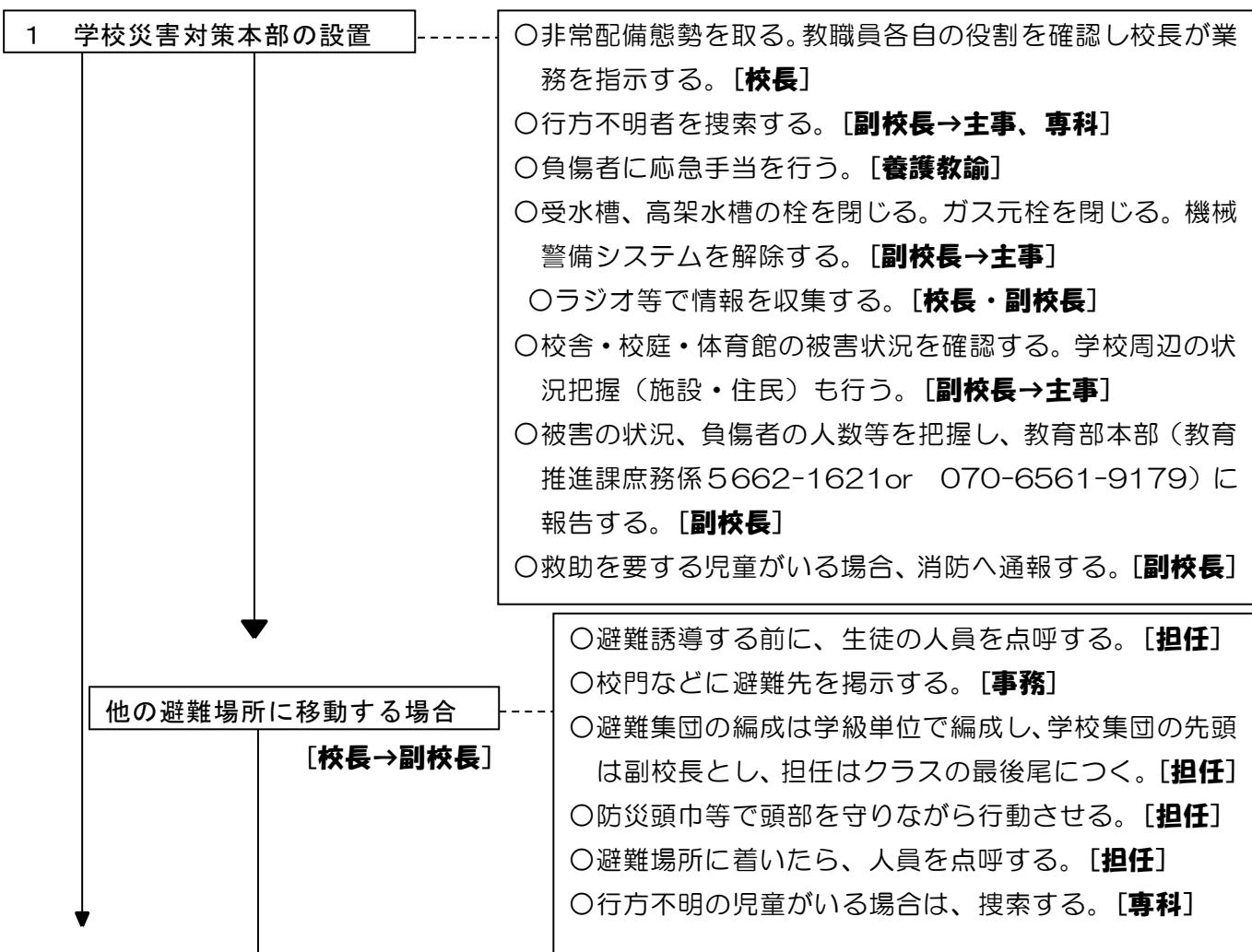


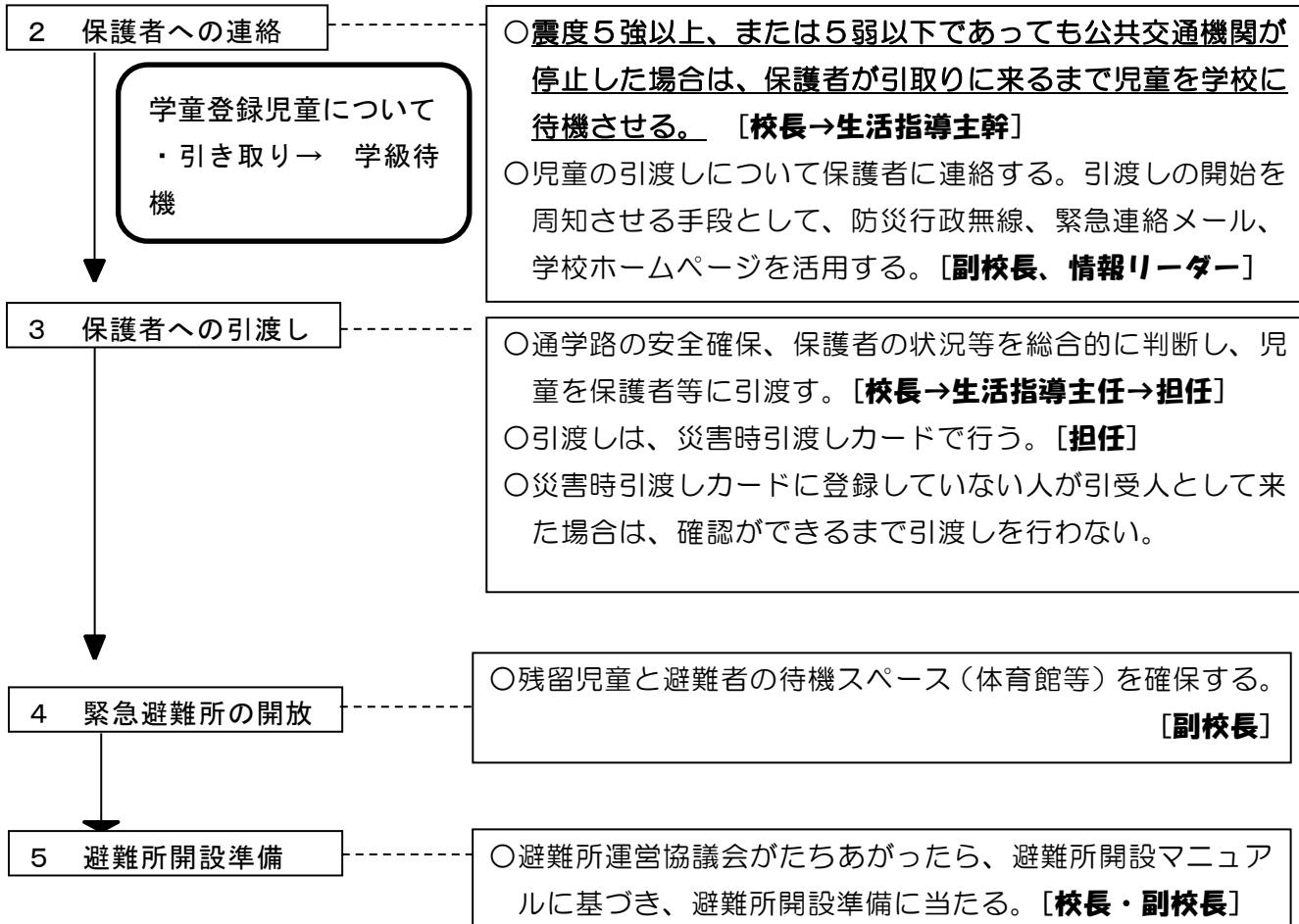
# 1 校内で発生した場合

## (1) 震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

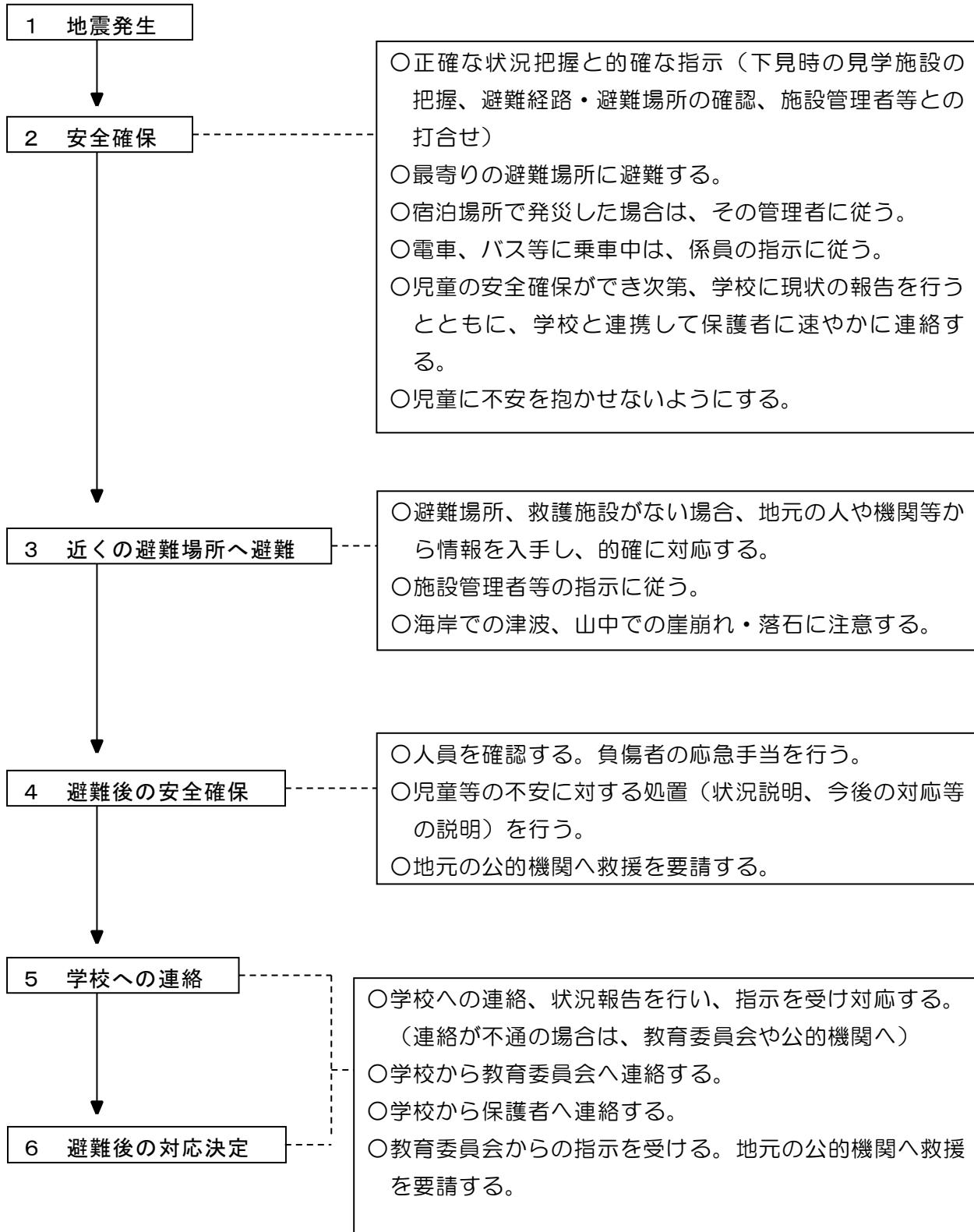


## (2) 震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合

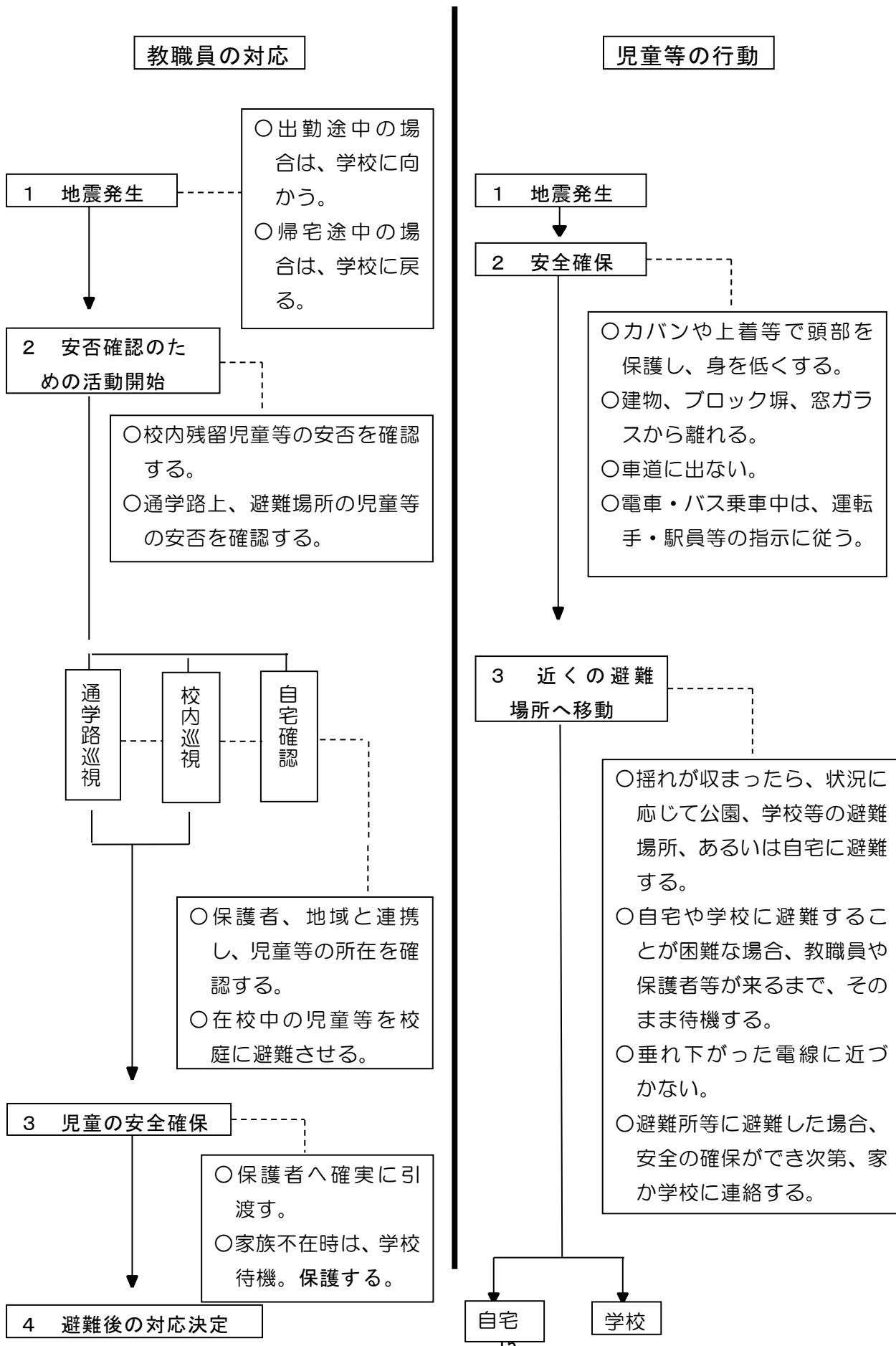




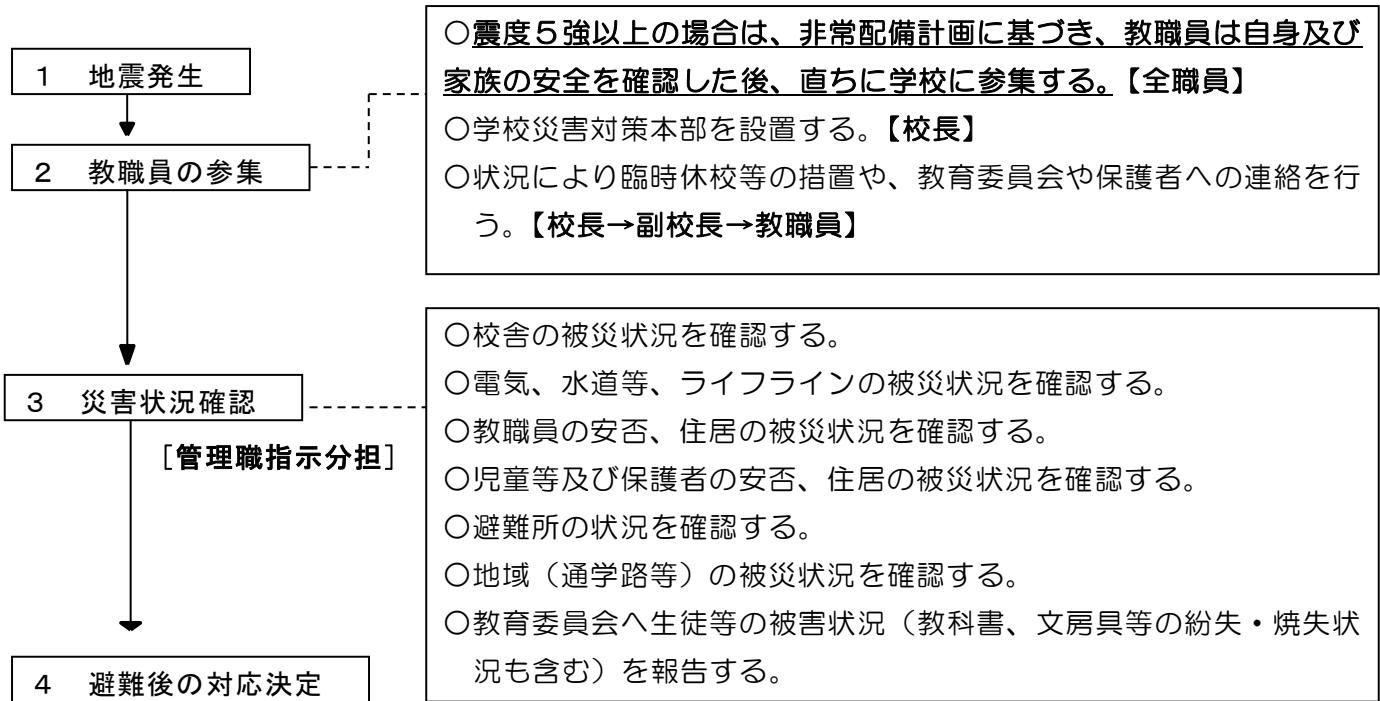
## 2 校外活動中に地震が発災した場合



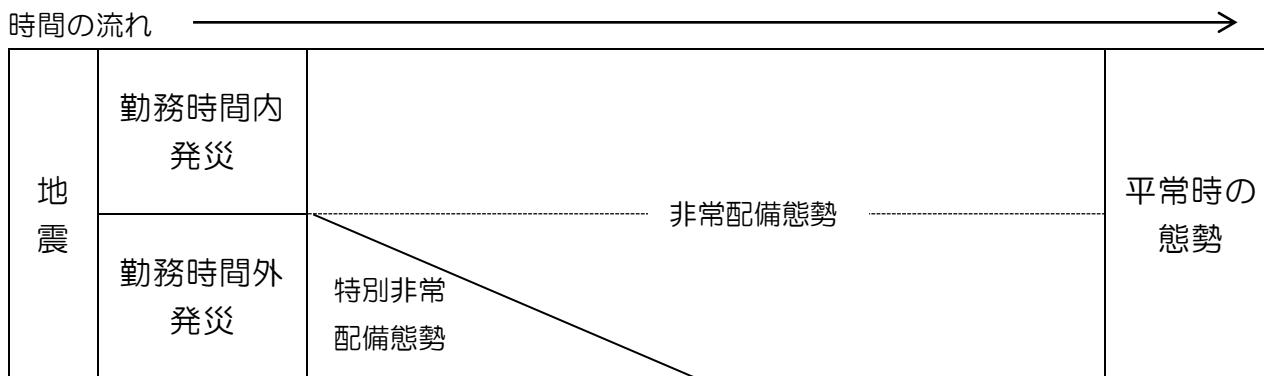
### 3 登下校時に地震が発災した場合の対応



## 4 教職員在校時に地震が発災した場合の対応



## 5 学校教職員非常配備計画



震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行

[1] 児童・職員の安否確認及び保護者への引渡し…【教職員で分担】

- ①在校する児童の安全確保
- ②外出している児童の安全確保
- ③教職員の安全確保
- ④保護者への引渡し連絡

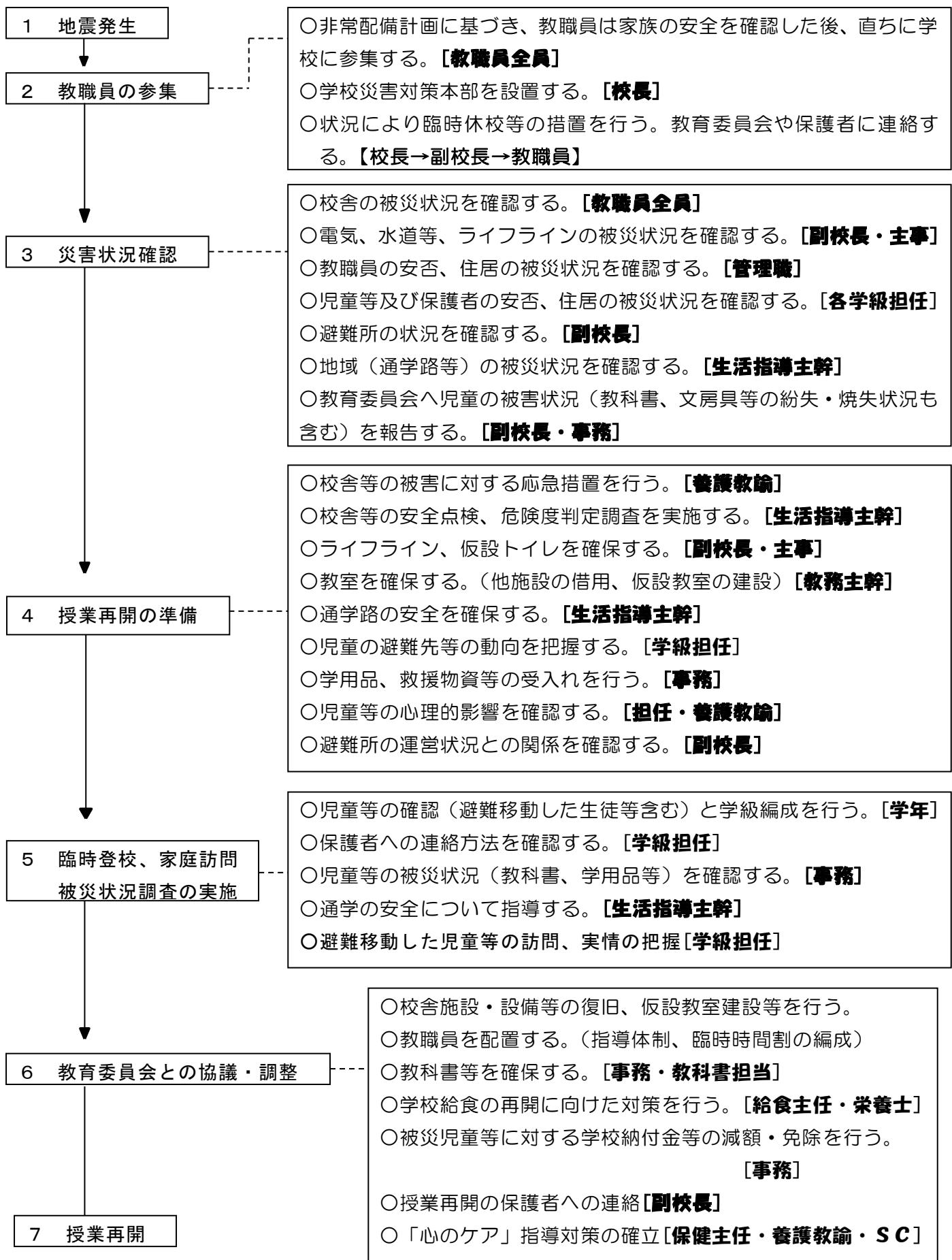
[2] 被害状況の確認…【副校長→主事・事務主事】

- ①受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
- ②建物および施設周辺の状況確認
- ③ガス、電気等ライフラインの状況確認

◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力

\*避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

## 6 授業再開に向けた対応マニュアル



## IV 火災発生時の基本対応

### 火災発生



<b>通報 初期消火</b>	発見者 近隣者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急連絡（火災報知器を押す）</li> <li>「火事だ！〇〇より出火！」と大きな声でさけぶ</li> <li>○初期消火、防火扉・シャッターの開閉等</li> </ul>
--------------------	------------	--



<b>消化活動</b>	主事 職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主事室にて、発報場所確認</li> <li>○消化活動</li> <li>○消化活動が困難な場合は、教職員も即時避難</li> </ul>
-------------	-----------	---



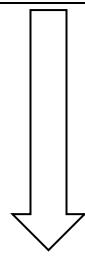
<b>通報 校舎外避難指示</b>	副校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非常放送「緊急放送。火事です。火事です。校舎の〇〇側が火事です。窓を閉め、防災頭巾をかぶり、ハンカチで、口と鼻を押さえて、校庭に避難します。避難開始。」</li> <li>○消防署へ通報「火事です。江戸川区立下鎌田小学校です。住所は【7月25日まで】江戸川区東瑞江3-11-1 【7月25日以降】江戸川区瑞江4-19-10 です。」 「電話番号は、03-3698-2151です。」</li> <li>○非常持ち出し袋を持つ。</li> </ul>
-----------------------	-----	---



<b>避難誘導 安全確保</b>	全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・教職員の校庭へ避難</li> <li>○安全確認…校舎を背にして、鉄棒前に学年、学級毎に整列し、児童数の確認。 →副校長に報告</li> <li>○児童の不安軽減</li> <li>○校舎内残留児童の確認</li> </ul>
	主事事務	



<b>応急処置</b>	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○負傷者の把握</li> <li>○負傷者の手当てと救急搬送</li> <li>○児童の心のケア</li> </ul>
-------------	------	--



<b>鎮火後の 対応</b>	校長 副校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全体指揮、情報集約・一元化</li> <li>OPTA 役員連絡、協力要請</li> <li>○警察、消防署との連絡</li> <li>○教育委員会への報告</li> <li>○教職員との情報の共有</li> <li>○保護者対応（緊急連絡メール、ホームページを使い情報を発信）</li> </ul>
--------------------	-----------	--

<b>担任</b>
児童の 下校対応・ 引き渡し

## V 「暴風警報発表」時の対応

### ①学習活動中

○授業は中断し、「震度5弱以下の場合」の手順に従い、下校させる。

○暴風雨等により交通網が遮断された場合（都営新宿線基準）は、「震度5強以上の場合」に順次、全児童は保護者引き取りとなる。

### ②登校前

○登校は控える。

- ・12時以降に解除になった場合は、休校になる。
  - ・午前7時～12時までに解除になった場合は、解除になった1時間後に登校開始とする。
- \*給食はないので、弁当を持参するか、食事をすませて登校する。
- ・解除になった際に、風や雨が強い場合は、周囲の状況に注意を払い登校する。
  - ・家庭で危険と判断した場合は、欠席させてもよい。（欠席連絡は学校に入れる）

## VI 落雷被害防止に係る対応

- ・雷は、積乱雲の位置次第で海面、平野、山岳など場所を選ばずに落ちる。また、周囲より高いものほど落ちやすいという特徴がある。
  - ・グラウンド、平地、山頂、尾根などの周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、適切な救護活動を行ったとしても、約8割の人が命を落とすといわれている。また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがある。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷である。このほかに、地面に落ちた雷が、地面の表面に沿って伝わることによる感電被害も想定される。
- 以上から、落雷による被害防止のために次のように対応する。

### ①活動前

事前に雷注意報の有無や、気象情報（雷ナウキャスト）等を確認し、注意報がある場合には活動を原則中止する。

### ②活動中

随時空の様子を確認し、以下に示す発達した積乱雲が近づく兆候や、天候の急変などが発生した場合には活動を中止し、すぐに安全な場所へ避難する。

- ・真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、来校が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

### ③落雷の危険がある場合

すぐに次の通り雷から身を守る行動をとる。

- ・建物や屋根付きの乗り物へ避難する。近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- ・木や電柱から、4m以上離れる。

### ④安全の確認

単独の積乱雲による激しい現象は、30分から1時間程度で弱まることが多い。そのため、最後の雷鳴があつた後、30分経過しても次の雷鳴を聞かなくなったかで安全を確認する。

## VII 熱中症予防対策

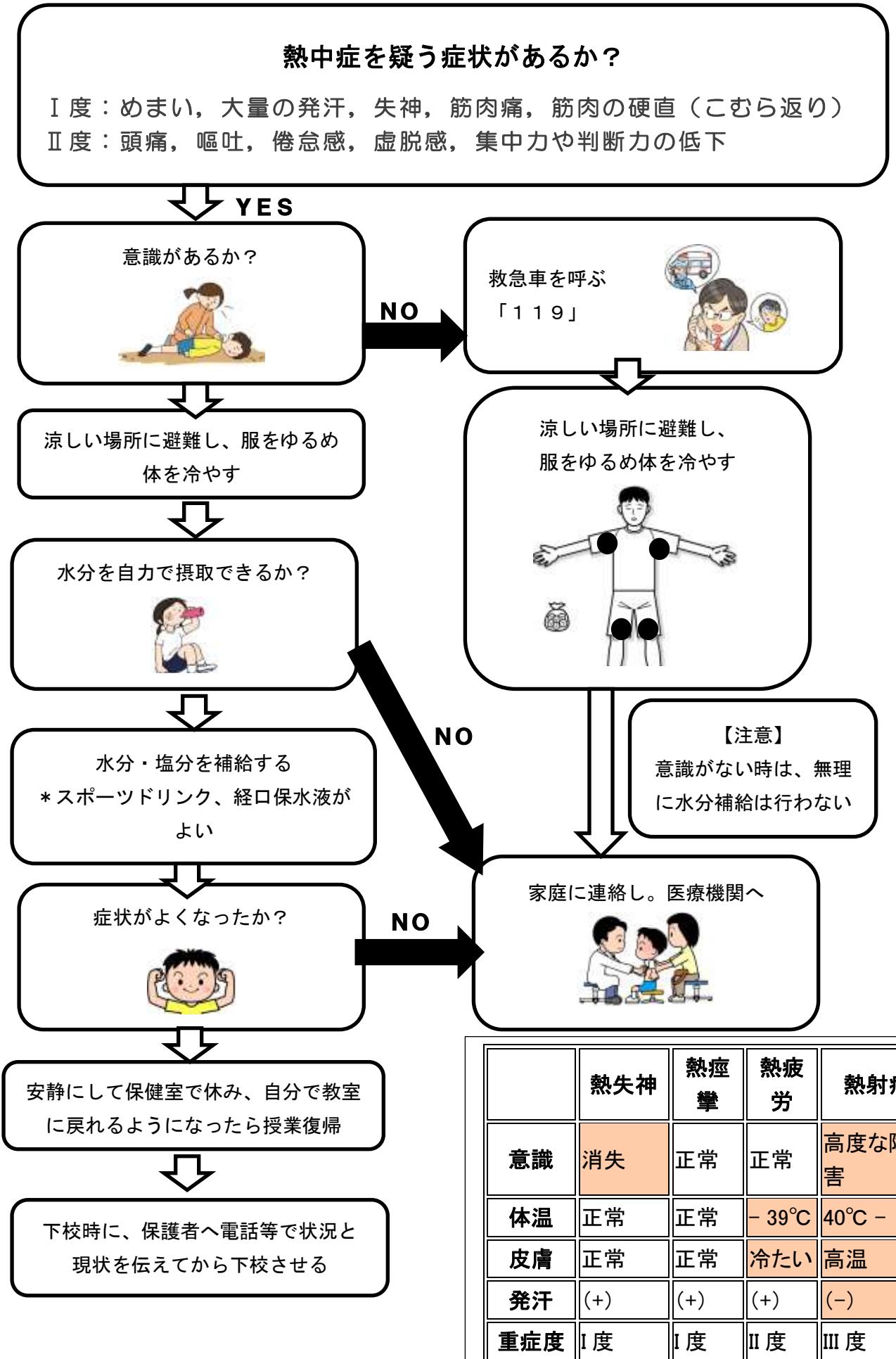
### 1 事故防止対策

- (1) 授業や学校行事、クラブ活動の際には、「気温・WBGT 温度」を確認し「運動に関する指針」に基づいて、熱中症による事故防止に留意する。
- (2) 暑い季節の運動や作業は、涼しい時間帯に行い、運動等が長時間にわたる場合には休憩を多くとり、こまめに水分や塩分補給をする。暑い季節（4月末～10月末）は、水筒持参とする。  
\*水筒の中身は、氷水か麦茶とし、家庭の責任で水筒の管理を行う。
- (3) 体が暑さに慣れていないときには、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らす。
- (4) 暑い季節に、屋外で直射日光にあたる場合（児童朝会・集会等）には、校帽を着用する。
- (5) 個人差や体調等により、暑さへの耐性が違うことを踏まえて、健康観察を行う。

### 2 運動に関する指針

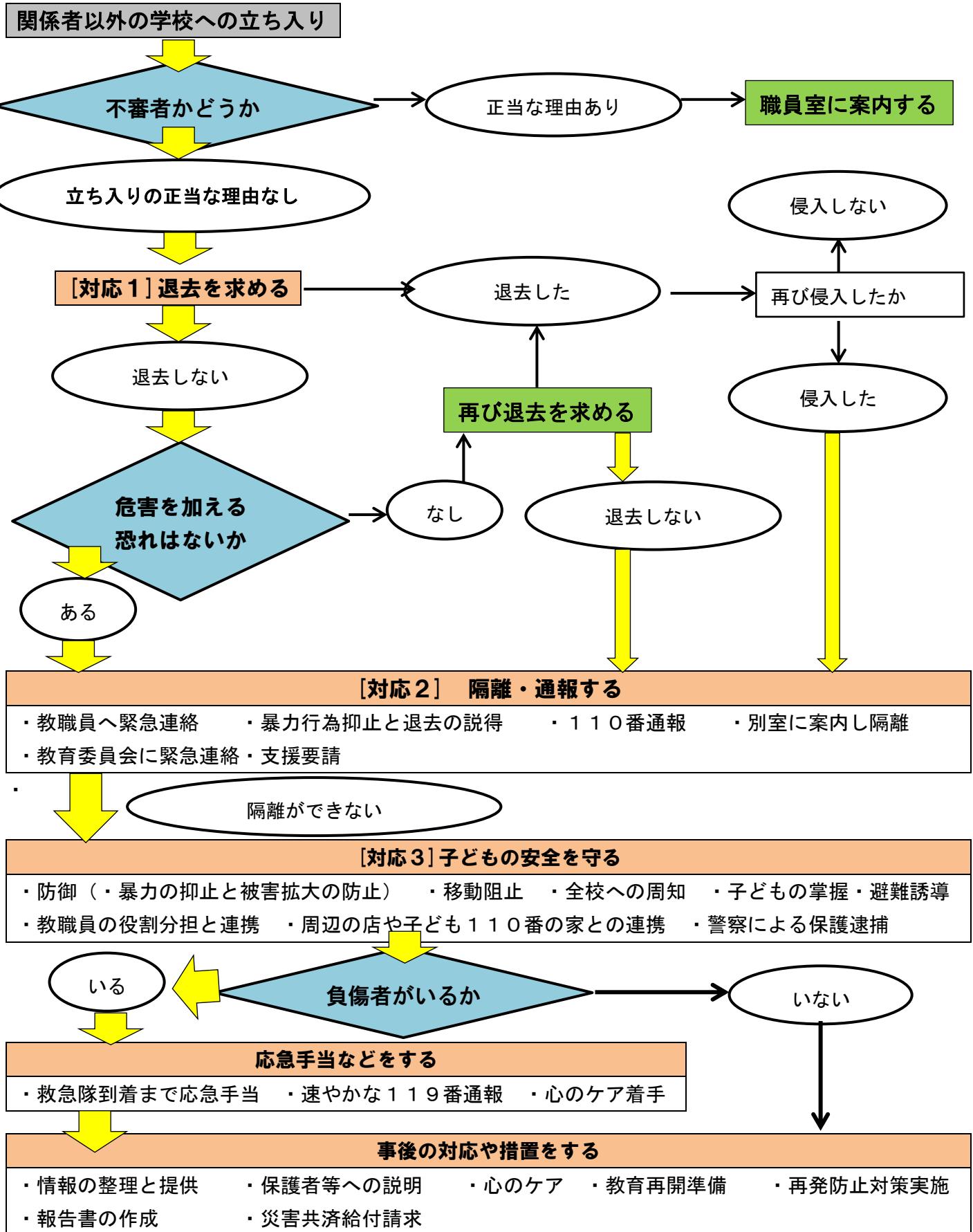
気温(参考)	WBGT 温度	熱中症予防のための運動指針	
35°C以上	31 度以上	運動は原則中止	WBGT 温度が 31 度以上では、皮膚温より気温の方が高くなる。 特別の場合以外は運動は中止する。
31～35°C	28～31 度	厳重警戒	熱中症の危険が高いので激しい運動や持久走など熱負担の大きい運動は避ける。運動する場合には積極的に休息をとり水分補給を行う。 体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動中止。
28～31°C	25～28 度	警戒	熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、水分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28°C	21～25 度	注意	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
24°Cまで	21 度まで	ほぼ安全	通常は熱中症の危険性は小さいが、適宜水分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

### 3 热中症の応急手当て一対応の流れー

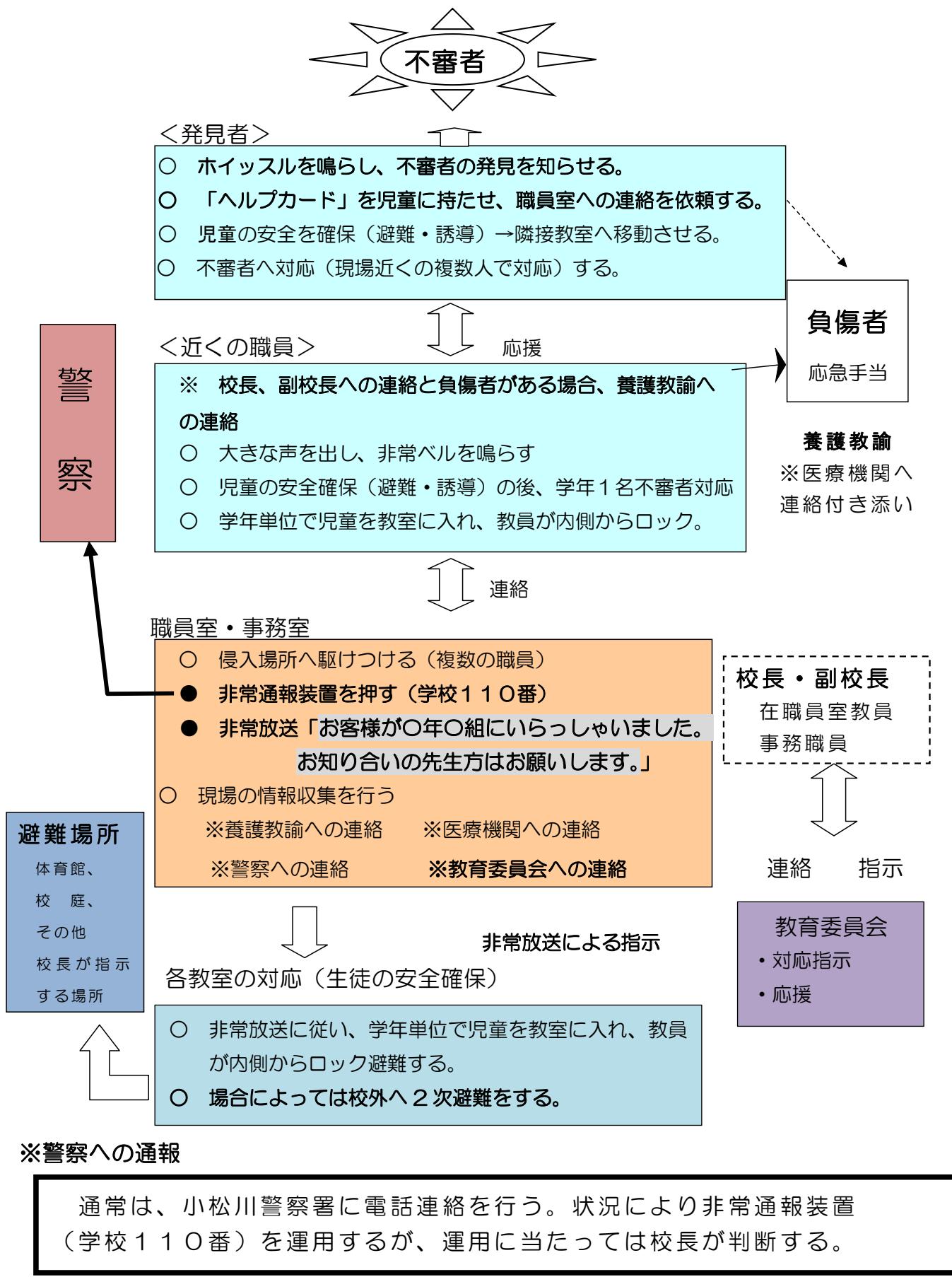


## VII 不審者侵入時の対応

### 1 不審者発見時（侵入時）の基本対応



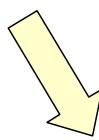
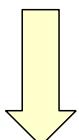
## 2 不審者発見時の対応（対応 1）



### 3 事件直後の対応（対応 2, 3）

#### ・《緊急対策会議（運営委員会）》

- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示
  
- 負傷者の確認・医療機関への搬送
- 児童の安全管理・保護者への引き渡し、下校
- 警察との連絡 □ 教育委員会との連絡
- 保護者との連絡 □ マスコミへの対応



#### 《救急措置》

- 応急処置  
（発見者・養護教諭等）
- 医療機関への搬送、  
連絡調整  
（養護教諭）
- 負傷者の人数・氏名・  
程度等の把握  
（養護教諭）
- 負傷した生徒の  
保護者への連絡・対応  
（副校長、学級担任）

#### 《児童管理》

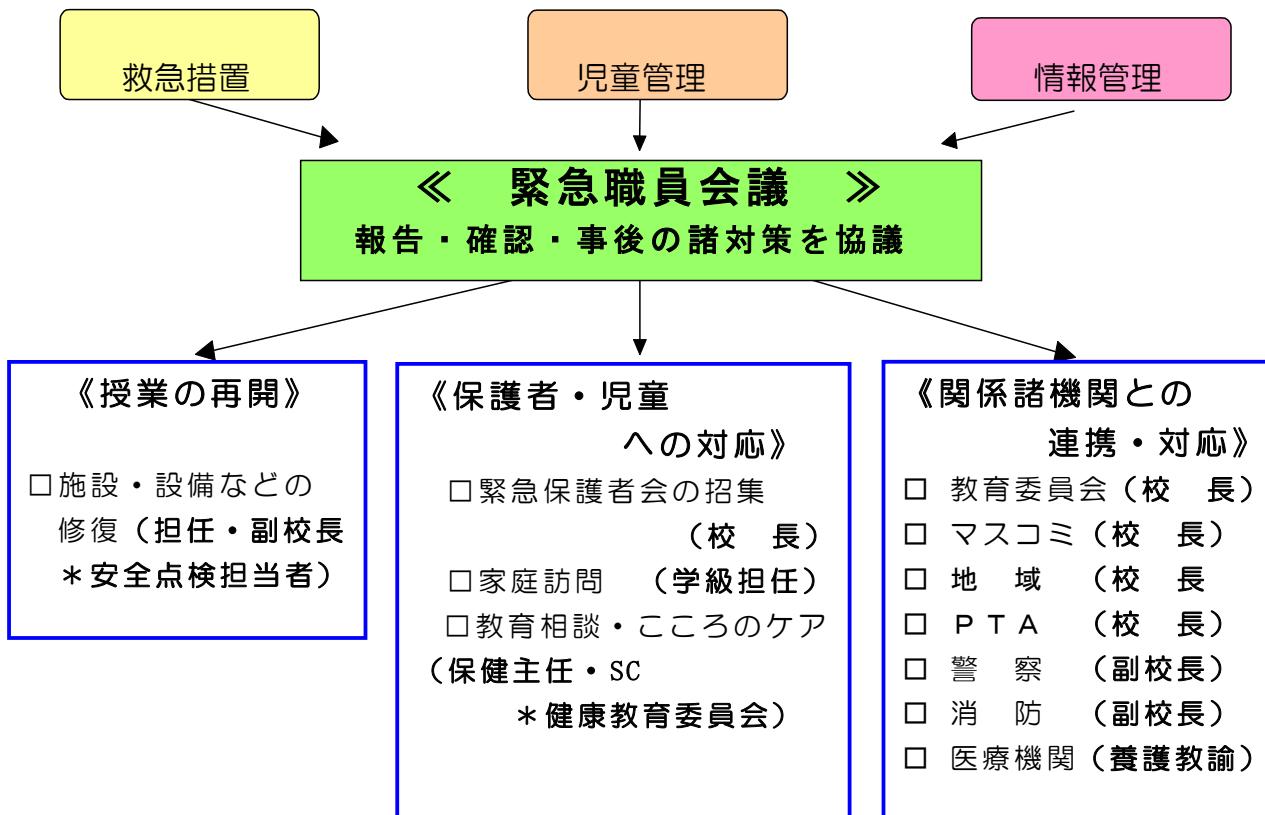
- 児童の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・集団下校・引渡し  
の指揮  
（避難訓練担当）
- P T Aとの連絡  
（副校長）
- 保護者への連絡（連絡メ  
ール）  
（情報推進リーダー・  
HP 担当専科）

#### 《情報管理》

- 情報収集・状況の  
把握・伝達・記録  
（教務主任）
- 警察・教育委員会・  
マスコミへの対応  
（校長）
- 保護者・地域への対応  
（副校長）

※ 上記の役割について、校長不在の場合は、副校長→教務主幹→生活指導主幹が指揮をする。  
また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

## 4 事件後の対応・措置（対応4）



## 5 児童の避難誘導

1 教職員の誘導体制	
副校長（又は職員室）	非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	児童の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留児童の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、学級担任又は次の授業を受け持つ専科は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。

## 6 教職員等の主な役割

※発見者・・・ホイッスルを鳴らし、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。

生徒の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担 当	主 な 役 割
総指揮	校 長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通報連絡	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
	教務主幹	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、 緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主任 避難訓練担当者	児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引渡しの指揮、 状況説明と動搖を防ぐための全校集会の企画
	学級担任	児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、 学級の児童の不安や動搖の解消等
	専科	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
防衛	学年担任 1名 専科	不審者への対応、施設設備の修復、 担任不在の学級への援助、生徒の安全確保
救護	養護教諭 保健主任 SC	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア

## 7 その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、隨時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、生徒の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

## 8 緊急通報マニュアル

### A. 警察を要請する場合（不審者等）

- ◎ 「110」または「3674-0110(小松川警察署)」

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立下鎌田小学校 教員の〇〇です。」

「住所は江戸川区東瑞江3-11-1 (7月25日まで)

江戸川区瑞江4-19-10 (7月25日から)」

「電話番号は、03-3698-2151」

「目標物は、都営新宿線 南口 今井自動車教習所西側です。」

「状況は\_\_\_\_\_、不審者の状況は\_\_\_\_\_、

刃物等は\_\_\_\_\_、けが人は\_\_\_\_\_名、

### B. 救急車を要請する場合

- ◎ 「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立下鎌田小学校 教員の〇〇です。」

「住所は江戸川区東瑞江3-11-1 です。」

「電話番号は、03-3698-2151 です。」

「けが人(病人)は〇年生、男子(女子)〇名」

「症状、けがの状態は\_\_\_\_\_」

東門(体育館入口)を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

## IX 食物アレルギーの対応について

### 1 食物アレルギー症状を発症させないための対策

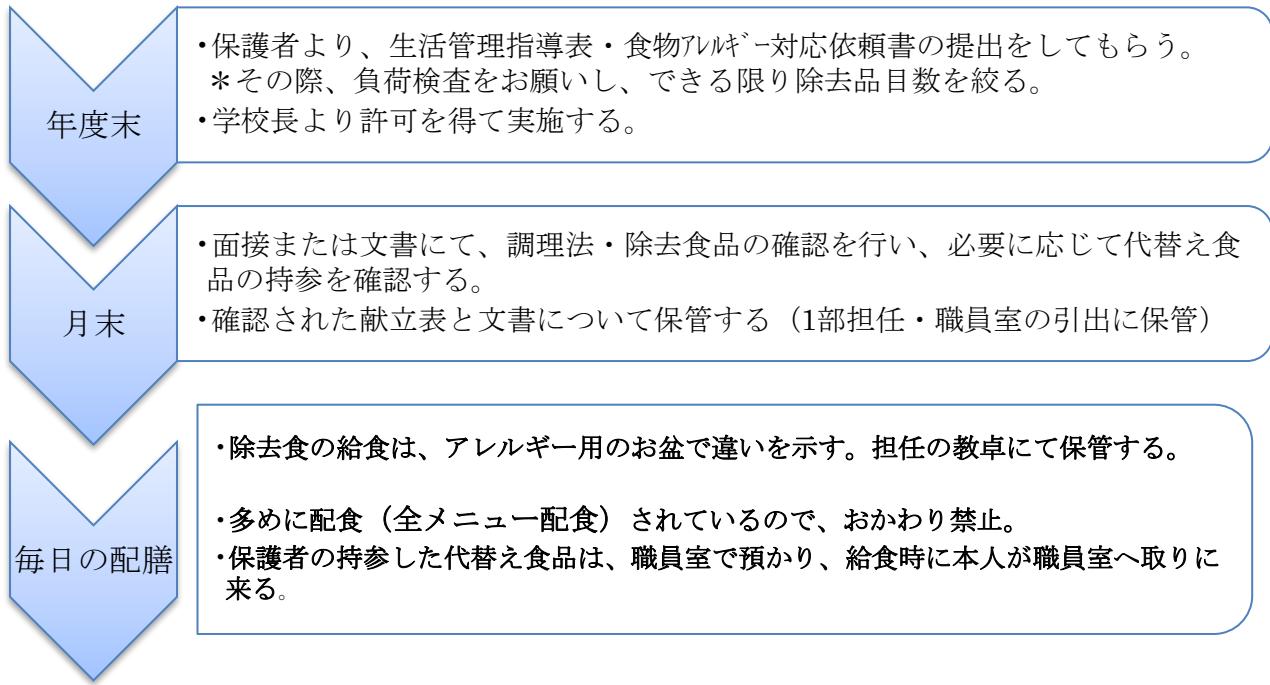
#### (1) 基本方針

学校給食は、児童生徒が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割をなっている。食物アレルギー児童も他の児童同様に給食を楽しめることを目指す。ただし、現状で行うことのできる最良の対応を検討することが大切であり、あくまでも医師の指示と診断で行うものであり、保護者の希望に沿った対応はしない。

#### (2) 江戸川区の原則

- ①食物アレルギーの対応は、過敏食物・食品の除去を基本とする。
  - ②医師からの生活管理指導表に従って行う。
  - ③実施の決定は学校長が行い、関係者が連携して対応にあたる。
  - ④学校の実情から判断し、学校として継続して行える作業の範囲内とする。
  - ⑤対応にあたっては、児童生徒の栄養面及び精神面で配慮する。
- \* 除去食により不足する栄養素などは家庭の食事で補うように協力を求める。

#### (3) 除去食の決定と流れについて



#### 配膳時の配慮事項 <事故防止のために厳守する>

- ・除去食は、配膳が完了するまで担任の机で保管する。
- ・担任が直接、該当児童に給食を渡す。  
→該当児童が着席してから、該当児童の机の上に置く。
- ・「いただきます」の挨拶まではラップを外さない。ラップは、該当児童が自分で外す。

## 2 誤食等の事故対応について

### 〈症状のチェックと食物アレルギー緊急対応手順〉

【注意】○症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する。

○症状が1つでもあてはまる場合は、エピペンを使用

食物の関与が疑われるアレルギー症状・原因食を食べた可能性あり、原因食物に触れた可能性あり

観察を開始した時刻（ 時 分） 内服した時刻（ 時 分） エピペン使用時刻（ 時 分）

#### 全身の 症状

- ・ぐったり
- ・脈が触れにくい。または、不規則
- ・意識もうろう
- ・唇や爪が青白い
- ・尿や便をもらす

#### 呼吸器 の症状

- ・のどや胸が締め付けられる
- ・声がかされる
- ・犬がほえるような咳
- ・息がしにくい
- ・持続する強いせき込み
- ・ぜーぜーする呼吸

- ・数回の軽い咳

#### 消化器 の症状

- ・持続する強いお腹の痛み
- ・繰り返し吐き続ける

- ・中等度のお腹の痛み
- ・1～2回のおう吐

- ・軽いお腹の痛み
- ・吐き気

#### 目・口・鼻 顔の症状

上記の症状が1つで  
もあてはまる場合

- ・顔全体の腫れ
- ・まぶたの腫れ

- ・目のかゆみ、充血
- ・口の中の違和感、唇の腫れ

#### 皮膚 の症状

- ・強いかゆみ
- ・全身に広がる蕁麻疹
- ・全身が真っ赤

- ・軽度のかゆみ
- ・数個の蕁麻疹
- ・部分的な赤み

ただちに救急車で  
医療機関に搬送

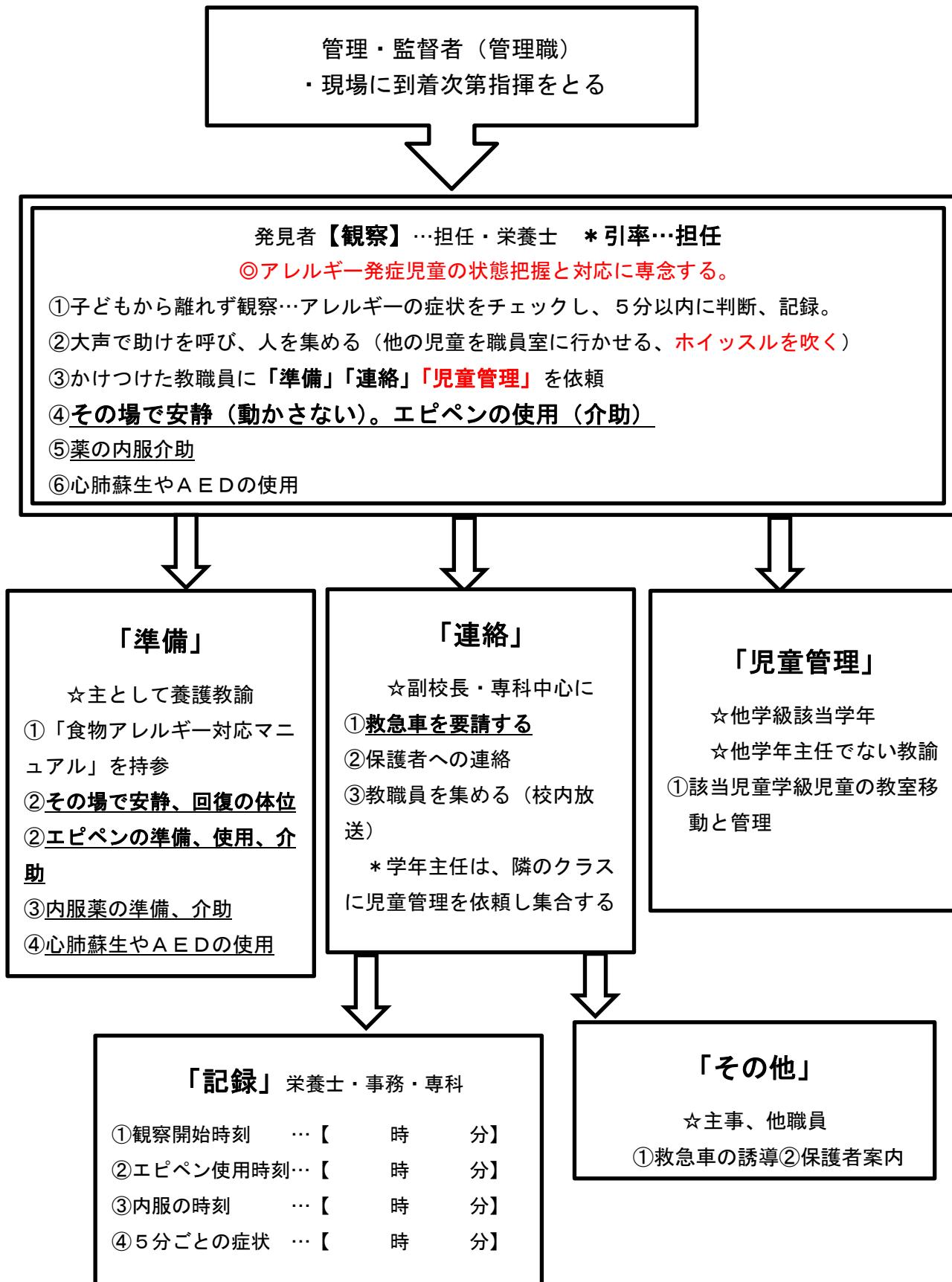
①エピペンを使用  
②保護者へ連絡

- ①内服薬を飲ませる
- ②保健室へ移動させる
- ③保護者へ連絡

速やかに  
医療機関搬送

安静にし、  
注意深く1時間は経過観察

# ただちに救急車で医療機関に搬送 緊急性の高いアレルギー症状への対応と役割分担



## ◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

### ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エビペン<sup>®</sup>を取り出す

### ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

### ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

### ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エビペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と言がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!  
押しつけたまま5つ数える!

### ⑤ 確認する



使用前 使用後

エビペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

### ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

### 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

### 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ  
真ん中(Ⓐ)よりやや外側に注射する

#### 仰向けの場合



#### 座位の場合



### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性が  
あるため仰向けで足を15~30cm  
高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、  
体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



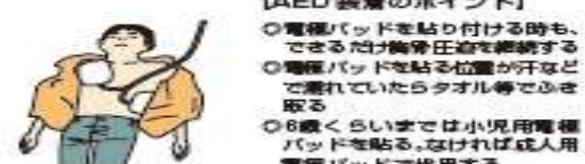
呼吸を楽にするため、上半身を  
起こし後ろに寄りかからせる

【救急車の依頼の仕方】電話番号 119

火事ですか？救急ですか？	救急です。
報告者	「わたしは、下鎌田小学校の教員の〇〇です。」
学校名	江戸川区立下鎌田小学校
住所	江戸川区東瑞江3-11-1 (7月25日まで) 瑞江4-19-10 (7月25日から)
電話番号	03-3698-2151
状況を伝える (5w1H)	<p>「いつ」…「 時 分ごろより」      「どこで」…「教室、ランチルーム」      「だれが」…「 年 組 女子・男子」      「どうした」…「給食を食べた後に〇〇〇〇の症状 がでて苦しがっています」      「意識は（あります・ありません）」</p> <p><b>エピペンの処方やエピペンの使用の有無を伝え る。</b></p>
救急車到着までにしておくことの確認	

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



## X Jアラート（全国瞬時警報システム）発信時の対応について

### 〈登校前に発信〉

- ・自宅待機
- ・解除された後、安全を確認してから登校する。
- ・特別な指示がある場合は、ホームページ、連絡メールで配信されるので確認をする。

### 〈登校後に発信〉

- ・解除されるまで校舎内で待機させ、保護をする。
- ・解除後に保護者に引き取りをお願いする場合には、ホームページ、連絡メールで配信する。

### 〈登下校中・屋外にいる場合〉

- ・できるだけ丈夫な建物や地下に避難する。
- ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面にふせる。

### 〈休校等の措置〉

- ・ホームページ、連絡メールで配信するので、保護者へ確認を依頼する。

## XI 警戒宣言発令時の対応

### 1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- (2) 学校は、授業を学級活動に切り替え、児童に注意情報が発令された旨を伝える。
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

### 2 警戒宣言が発せられた場合の措置

#### (1) 在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 保護者が迎えに来るまで、児童は校内で保護する。(学童保育児童も校内で保護する)

#### (2) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

#### (3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、児童は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。  
※ 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。→教職員は、通学路方面担当登校班に出向き、保護者出勤・不在の児童は、学校に避難させ保護者のお迎えを待つ。
- イ 登校時に警戒宣言が発せられた場合は、保護者が家にいる場合、登校を控える。
  - ・12時以降に解除になった場合は、休校になる。
  - ・午前7時～12時までに解除になった場合は、解除になった1時間後に登校開始とする。

\* 給食はないので、弁当を持参するか、食事をすませて登校する。

・家庭で危険と判断した場合は、欠席させてよい。(欠席連絡は学校に入れる)

#### (4) その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。
- イ 児童に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ウ 保護した児童の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

#### (5) 警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

## XII 主要連絡先一覧

学校医	内科	はるやま小児アレルギー科 春山 次男先生(南篠崎 2-10-1)	3679-1188
	歯科	田所歯科医院 田所 完一先生(瑞江2-1-23)	3677-2881
	耳鼻科	浅井耳鼻咽喉科 浅井 俊治先生(東瑞江1-25-7-3階)	3698-8741
	眼科	安田医院 安田 尚美先生(瑞江1-43-12)	5666-7038
	薬剤師	きくや薬局春江ファーマシー 野渡 靖弘薬剤師(春江町2-34-9)	6638-8934
外科	瑞江クリニック	(西瑞江3-6-95)	5243-3666
	井手医院	(東瑞江2-11-2)	3679-5959
	松江病院(救急)	(松江2-6-15)	3652-3121
	京葉病院(救急)	(松江2-43-12)	3654-8211
整形外科	瑞江整形外科	(西瑞江2-19-58)	5636-0788
	あきた整形外科	(瑞江2-3-1 瑞江駅前ビル2階)	3676-5811
	瑞江クリニック	(西瑞江3-6-95)	5243-3666
眼科	平嶋眼科	(東瑞江1-26-13 2階)	3698-1241
	二本松眼科 *重症時	(平井4-1-7)	3681-1257
歯科	須賀歯科クリニック	(東瑞江3-10-5)	3676-1088
	小林歯科 *口腔外科	(東瑞江1-35-6)	3678-1184
皮膚科	しらゆり皮膚科	(東瑞江1-27-6-3階)	3677-1112
	瑞江皮膚科	(東瑞江1-26-14-2階)	3679-2150
総合	江戸川病院	(東小岩2-24-18)	3673-1566
	臨海病院	(臨海町1-4-2)	5605-8811
	墨東病院	(墨田区江東橋4-23-15)	3633-6151
タクシードライバー	チェック		3573-3751
	ヒノデ第一交通		3654-4121
	平和自動車		3651-1183
江戸川区役所	江戸川区検査センター	(タワーホール船堀 6階)	5676-8811
	江戸川区教育委員会 給食保健係		5662-1626
	江戸川区教育委員会 学事係		5662-1624
公的機関	小松川警察 (交通安全…交通課。セーフティ…少年一係。不審者対応…防犯課)		3674-0110
	瑞江消防署	(西瑞江3-26)	3679-0119
	東部健康サポートセンター	(瑞江2-5-7)	3678-6441
学区内避難所	一次避難所	瑞江二中(瑞江4-54-1)	3670-1301
		瑞江三中(東瑞江1-38-33)	3678-1495
	地域拠点	東部事務所(東瑞江1-17-1)	3679-1123
	食品等集積所	東部区民館(東瑞江1-17-1)	3679-1926
	緊急医療救護所	東部健康サポートセンター(瑞江2-5-7)	3676-6441